

特別児童扶養手当および特別障害者手当等について

身体や知的、精神に障がいがある人や、障がいのある子どもを養育している人などに、各種手当が支給されます。
対象と思われる人は、事前に相談ください。

	特別児童扶養手当	特別障害者手当	障害児福祉手当
	障がいがある20歳未満の人を監護している父母または養育者に支給。	日常生活に特別な介護を必要とする20歳以上の重度障がい者に支給。	日常生活で常に介護を必要とする20歳未満の人に支給。
支給対象	次の障がいがある人を養育している人 ●身体障害者手帳1～3級または4・5級の一定の身体障がいがある人。 ●一定の知的障がいがある人。 ●精神・肝臓・血液などの疾患により日常生活を送ることに支障がある人。 ●身体・知的・精神の障がい重複し、日常生活を送ることに支障がある人。	次のいずれかに該当する人 ●身体障害者手帳1・2級程度の異なる障がい重複する人。 ●身体障害者手帳1・2級程度の障がいや療育手帳A1程度の知的障がい、精神障がい重複する人。 ●療育手帳A1程度の知的障がいがあり、食事や排せつ、買い物などが1人ではまったくできない人。	次のいずれかに該当する人 ●身体障害者手帳1級程度障がいがある人。 ●療育手帳A1程度の知的障がいがある人。 ●身体または知的(精神)の障がい重複し、常に介護を必要とする状態の人。
支給対象外	●障がい者が福祉施設に入所しているとき。 ●障がい者が障害年金を受給しているとき。 ●本人または配偶者、扶養義務者の収入が一定以上あるとき。	●福祉施設に入所している人。 ●3カ月以上入院をしている人(見込みの人を含む)。 ●本人または配偶者、扶養義務者の収入が一定以上あるとき。	●福祉施設に入所している人。 ●障害年金を受給している人。 ●本人または配偶者、扶養義務者の収入が一定以上あるとき。
支給額 (平成30年度)	1級…1人月額 51,700円 2級…1人月額 34,430円 (いずれも年3回に分けて支給)	月額 26,940円 (年4回に分けて支給)	月額 14,650円 (年4回に分けて支給)
申請方法	役場、福祉保健課に備え付けの認定請求書と所得状況届に必要な事項を記入し、同課へ提出してください。		
申請に必要なもの	戸籍謄本 住民票謄本 特別児童扶養手当用診断書 障害者手帳(所持者のみ)	住民票謄本(本籍・続柄記載) 特別障害者手当用診断書 障害者手帳(所持者のみ) 年金額がわかる書類(受給者のみ)	住民票謄本(本籍・続柄記載) 障害児福祉手当用診断書 障害者手帳(所持者のみ)
	【共通】 受給者名義の通帳・印鑑・マイナンバー(個人番号)のわかるもの		

◆ 認定、支払業務は熊本県が行います。

◇ 現在手当の支給を受けている方は、8月11日から9月10日までの間に現況届(所得状況届)を提出しなければなりません。